

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○地籍調査事業計画の策定

(土地対策課)

一

○宮城県工業動態統計調査の実施

(統計課)

一

○特定計量器の定期検査の実施

(産業立地推進課)

三

○県営土地改良事業計画の縦覧(二件)

(農村振興課)

三

○漁船損害等補償法施行令に基づく発起人届出

(水産業振興課)

四

○道路の区域変更

(道路課)

四

公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

四

教育委員会

○教育委員会定例会の開催

四

告 示

○宮城県告示第五百三十号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第二項の規程により、平成二十年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成二十年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行う者の名称及び調査区域

名 称

調 査 区 域

ページ

仙台市	青葉区芋沢字青野木の一部一単位区域、青葉区芋沢字青野木の一部等二単位区域
石巻市	水明北一丁目等八単位区域、水明南一丁目等八単位区域
気仙沼市	西中才の一部等二単位区域、西中才の一部等二単位区域
白石市	越河字石坊町等五十五単位区域、越河字町屋敷一単位区域、越河五賀字平三郎等三単位区域、越河五賀字荒屋敷等十九単位区域、越河五賀字赤坂等二十二単位区域、越河五賀字西山等四単位区域
名取市	愛鳥塩手字滝沢一単位区域、高館川上字西樽水等三単位区域、高館川上字薬師一単位区域、愛鳥塩手字西滝沢等二単位区域
大崎市	古川北宮沢字北股等六単位区域、古川北宮沢字西久保等十単位区域
柴田町	船迫字弁天等四単位区域、葉坂字上崎等四単位区域、船迫字中沼等三単位区域
川崎町	大字今宿字笹谷町等五単位区域、大字今宿水無の一部等三単位区域、大字今宿字石橋沢山の一部一単位区域、大字本砂金字榎ヶの一部等五単位区域、大字本砂金字大崎沢山等十五単位区域、大字川内字茨山一単位区域
美里町	北浦字船入等四単位区域
本吉町	柳沢一単位区域、狩猟一単位区域、中川内一単位区域、中沢一単位区域

二 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百三十一号

統計調査条例(平成四年宮城県条例第十五号。以下「条例」という。)(第一条第一項に規定する県指定統計調査として、宮城県工業動態統計調査を次のとおり実施する。

平成二十年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査目的

県内の工業生産の動態を明らかにするため、鉱工業生産指数作成の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査範囲

1 別表第一に掲げる品目を生産する事業所のうち、別に定める「宮城県工業動態統計調査対象事業所・機関選定要領」で選定した事業所(以下「対象事業所」という。)

2 別表第二に掲げる品目の生産動態を毎月集計する機関のうち、別に定める「宮城県工業動態統計調査対象事業所・機関選定要領」で選定した機関（以下、「対象機関」という。）

三 調査期日

平成二十年四月から、毎月末日現在において行つ。

四 調査事項

1 別表第一に掲げる品目

- (一) 事業所名
- (二) 事業所所在地
- (三) 生産品目
- (四) 生産量又は生産金額
- (五) 出荷量（水産缶詰を除く。）
- (六) 月末在庫量（鋼船を除く。）

2 別表第二に掲げる品目

- (一) 生産量又は生産金額
- (二) 出荷量
- (三) 月末在庫量

五 調査方法

1 対象事業所の調査

条例第五条に規定する統計調査員又は郵送により対象事業所に配布し、当該対象事業所の管理責任者が自計申告する方法により行つ。

2 対象機関の調査

宮城県企画部統計課職員が調査事項を聴取する方法により行つ。

六 調査票の提出

1 提出先 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県企画部統計課

2 提出部数 一部

3 提出期限 調査期日の翌月十五日

七 公表

宮城県鉱工業生産指数として公表する。

別表第一

業 種	品目数	品 目
業 種	品目数	品 目
金属製品工業	1	軽量鉄骨系パネル
一般機械工業	2	半導体製造装置、半導体製造装置・部分品
情報通信機械工業	2	火災・防犯警報装置、記憶装置の部分品・取付具・付属品
輸送機械工業	1	鋼船
精密機械工業	2	測量機器、理化学機械器具
窯業・土石製品工業	2	パルプセメント板、液晶ガラス基板
化学、石油・石炭製品工業	1	農薬
食料品工業	16	肉製品、水産缶詰、海藻加工品、水産練製品、冷凍水産物、冷凍水産食品、その他の水産食品、生菓子、米菓、清涼飲料、ビール、発泡酒、第三のビール、配合飼料、コーヒ、ヨーグルト
木材・木製品工業	2	合板、建築用木製組立材料
その他製品工業	3	コンパクトディスク、ユニット住宅、たばこ用フィルター

別表第一

業 種	品目数	品 目
業 種	品目数	品 目
輸送機械工業	1	鉄道車両
窯業・土石製品工業	1	生コンクリート
化学、石油・石炭製品工業	1	医薬品
食料品工業	9	チーズ、牛乳、みそ、しょう油、精米、パン、めん類、冷凍調理食品、清酒
木材・木製品工業	1	一般製材製品
新聞・出版業	1	新聞

公益事業	2	電力、ガス
------	---	-------

○宮城県告示第五百三十二号
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十年六月十日	加美町郡	午前十一時三十分から 午後三十分まで	加美町宮崎支所
同	旧小野田区域	午後一時から	小野田コミュニティセン ター
同	旧中新田区域	午後三時三十分から	中新田公民館
六月十一日	加美町郡	午後三時三十分から	色麻町農村環境改善セン ター保健室
同	加美町郡	午後三時三十分から	大島公民館
六月十二日	色麻町郡	午後四時三十分から	唐桑・中井 小原公民館
同	大島	午後四時三十分から	気仙沼市唐桑体育館
六月十七日	気仙沼市	午後一時三十分から	気仙沼市民会館
同	気仙沼市	午後四時三十分から	気仙沼市民会館
六月十八日	気仙沼市	午後九時三十分から	気仙沼市民会館
同	気仙沼市	午後四時三十分から	気仙沼市民会館
六月十九日	気仙沼市	午後九時三十分から	気仙沼市民会館
同	気仙沼市	午後二時三十分から	気仙沼市民会館
六月二十日	気仙沼市	午後一時三十分から	気仙沼市総合市民福祉セン ター（やすらぎ）
同	鹿折	午後四時三十分から	松岩公民館
六月二十五日	気仙沼市	午後九時三十分から	気仙沼市民会館
同	階上・面瀬 松岩	午後四時三十分から	松岩公民館
六月二十六日	気仙沼市	午後九時三十分から	気仙沼市民会館
同	魚市場周辺	午後四時三十分から	気仙沼市民会館
六月二十七日	気仙沼市	午前九時三十分から 午後二時三十分まで	気仙沼市民会館

○宮城県告示第五百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の二第一項の規定により、県営荒砥沢ダム地区土地改良事業（基幹水利施設管理事業）計画を定めたので、同条第十項において準用する同法

第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年五月九日から平成二十年六月五日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

栗原市栗駒総合支所

栗原市築館総合支所

栗原市鷺沢総合支所

栗原市若柳総合支所

栗原市志波姫総合支所

栗原市金成総合支所

登米市役所

登米市石越総合支所

○宮城県告示第五百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の二第一項の規定により、県営小田ダム地区土地改良事業（基幹水利施設管理事業）計画を定めたので、同条第十項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間

平成二十年五月九日から平成二十年六月五日まで

- 三 縦覧場所

- 栗原市
- 栗原市一迫総合支所
- 栗原市築館総合支所
- 栗原市若柳総合支所

○宮城県告示第五百二十五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調査書を平成二十年五月九日から平成二十年五月二十三日まで縦覧に供する。

平成二十年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名	石巻市長渡浜根組二十七番地 阿部 春一 石巻市長渡浜根組二十五番地 阿部 成幸
加入区	網地島加入区
漁船損害等補償法第百二十二条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	宮城県漁業協同組合 石巻市長渡浜根組二十七番地 阿部 春一 石巻市長渡浜根組二十五番地 阿部 成幸

○宮城県告示第五百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年五月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
石巻市北上町橋浦字南釜谷崎二二七番三地 先から	前	六・五	一八・五	一、六六五・五
同市北上町十三浜字狐谷地無番地先まで	後	八・〇	一八・五	一、六六五・五

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、平成二十年四月二十四日その工事を完了した。

平成二十年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
多賀城市伝上山一丁目百七十七番一、百七十七番五、百九十七番及び百七十七番一の地先道の各区域の名称

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
仙台市青葉区中央二丁目一番七号
株式会社ジャパンクリーン

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会告示第九号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

平成二十年五月九日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

一 日 時 平成二十年五月十六日 午後二時

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

1 平成二十年度政策評価・施策評価基本票の作成について
2 障害児就学指導審議会委員及び専門委員の人事について

3 宮城県産業教育審議会委員の人事について

4 宮城県図書館協議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二一・三六一）